

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年7月3日

支出負担行為担当官

防衛省大臣官房会計課

会計管理官 杉山 浩

1 業務概要

- (1) 業務の名称 施設整備検討に係る調査業務(その4)
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和3年3月31日
- (4) 本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
- (5) 本業務は、資料提出及び入札等を電子調達システムにより行う業務である。ただし、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
- (6) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における平成31・32年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント(土木)」に係る「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること)。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施

(事)第150号。28. 3. 31) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成22年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した業務の実績を有すること。

- ・同種業務：九州（沖縄県含む）圏内において温度及び湿度、かつ、気圧、降雨量、視程、雲高、日射、放射収支調査のいずれかの気象観測業務を履行した実績。
- ・類似業務：日本国内において温度及び湿度、かつ、気圧、降雨量、視程、雲高、日射、放射収支調査のいずれかの気象観測業務を履行した実績。

なお、当該実績が平成16年4月1日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあつては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）又は評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

(6) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(7) 防衛省大臣官房会計課が発注した業務のうち、平成30年度から令和元年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。

(8) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ア) 次の資格等のいずれかを有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・技術士（建設部門）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。
- ・技術士（建設部門）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法の登録を行っている場合には7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門のうち建設部門又は環境部門）に4年以上従事している者。

- ・港湾海洋調査士（気象海象調査部門）
 - ・気象予報士
- (イ) 平成22年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務における経験を有する者。
- ・同種業務：(5)に示す同種業務
 - ・類似業務：(5)に示す類似業務
- なお、当該経験が平成16年4月1日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。
- (ウ) 令和2年7月3日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が4億円未満かつ10件未満である。
- なお、令和2年7月3日現在の手持ち業務に防衛省大臣官房会計課と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満である者とする。
- 手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。
- (エ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。
- (9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (10) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。

- ア 企業の実績及び能力
- イ 配置予定管理技術者の経験及び能力
- ウ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりである。

価格評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = 60 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じて、次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

(ア) 企業の実績及び能力

(イ) 配置予定管理技術者の経験及び能力

(ウ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからウをもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者の指示による。

(4) 実施上の留意点

受注者より提出された「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事業がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省大臣官房会計課契約係

TEL 03-5366-3111 (内線20814)

FAX 03-5229-2138

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和2年7月3日から同年8月5日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）

の毎日、午前9時30分から午後6時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所 防衛省大臣官房会計課

東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）

ウ 交付方法 紙媒体で手交する。

(3) 申請書、技術資料及び技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和2年7月17日 午後6時15分

イ 提出方法

(ア) 電子調達システムによる場合

・電子調達システムに定める手続きに従い提出すること。ただし、提出は2つのファイルとし、うち1つについては、申請者が類推できないよう、申請者名等を塗りつぶす等の措置をすること。

(イ) 紙入札方式による場合

・提出場所 上記(1)に同じ。

・提出方法 持参又は郵送等による。ただし、提出は2部とし、うち1部については、申請者が類推できないよう、申請者名等を塗りつぶす等の措置をすること。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和2年8月5日 正午

イ 提出方法 電子調達システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年8月6日 午前11時00分

イ 場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 納付 金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代える。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。
 - (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
 - (7) 手続における交渉の有無 無。
 - (8) 契約書作成の要否 要。
 - (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
 - (10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
 - (11) 入札に関する条件 仕様書第8.(2)に定める本業務の実施体制並びに第8.(3)アに定める情報保全に係る履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること(提出期限:令和2年7月17日午後6時15分。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。)
 - (12) 詳細は入札説明書による。